

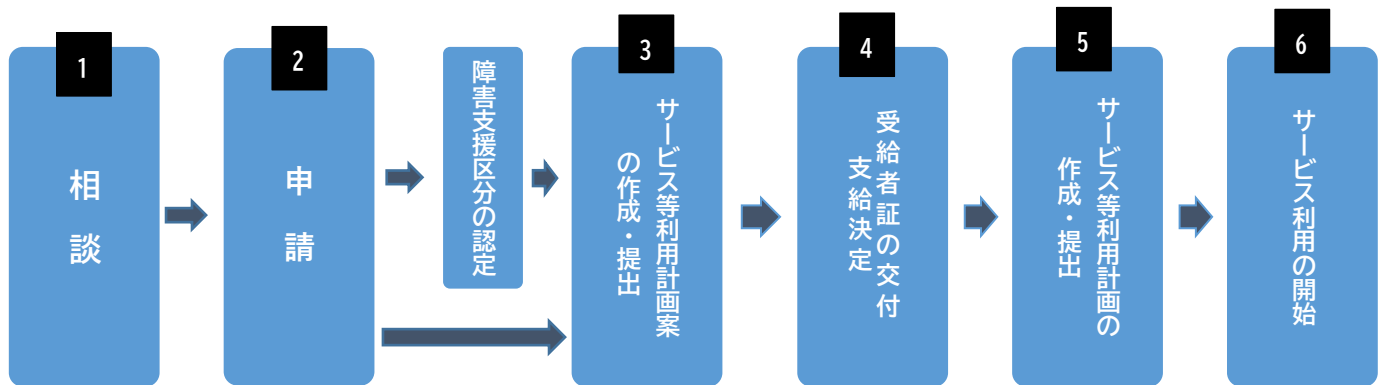
障害福祉サービス のご案内

川越市福祉部障害者福祉課

障害福祉サービスの利用手続

利用までの流れ

- 1 障害福祉サービスの利用について、指定特定相談支援事業者や川越市障害者総合相談支援センターに相談します。
- 2 障害福祉サービスが必要な場合は市に申請をします。
- 3 市は申請をした方に指定特定相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画案※」の提出を求めます。
- 4 市は提出されたサービス等利用計画案や勘案すべき事項を踏まえ、サービスの支給を決定します。（受給者証を交付します。）
- 5 指定特定相談支援事業者は、関係者を一堂に会したサービス担当者会議を開催します。また、実際に利用するサービス等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。
- 6 障害福祉サービスの利用を希望する方は事業者等と契約し、サービスの利用を開始します。



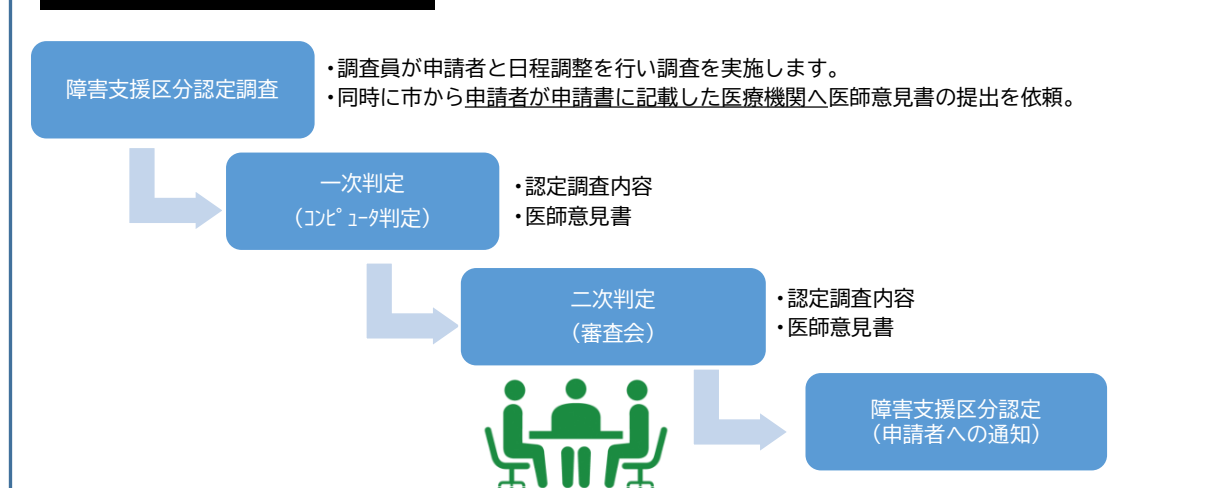
（※）サービス等利用計画案として、「指定特定相談支援事業者」以外の者が作成した次の書類を提出することもできます。

- ・指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案
 - ・介護保険サービス利用中の方は障害福祉サービスの内容も盛り込んだ「ケアプラン」
 - ・自己作成による「セルフプラン」
- 川越市障害者総合相談支援センターでは、「セルフプラン」作成の支援を行っています。

申請するサービスの種類によって障害支援区分の認定が必要になる場合があります（18歳未満に障害支援区分はありません）

障害支援区分の認定の必要がない場合にも、申請するサービスの種類によっては、聞き取り調査が必要になります。

障害支援区分の認定までの流れ

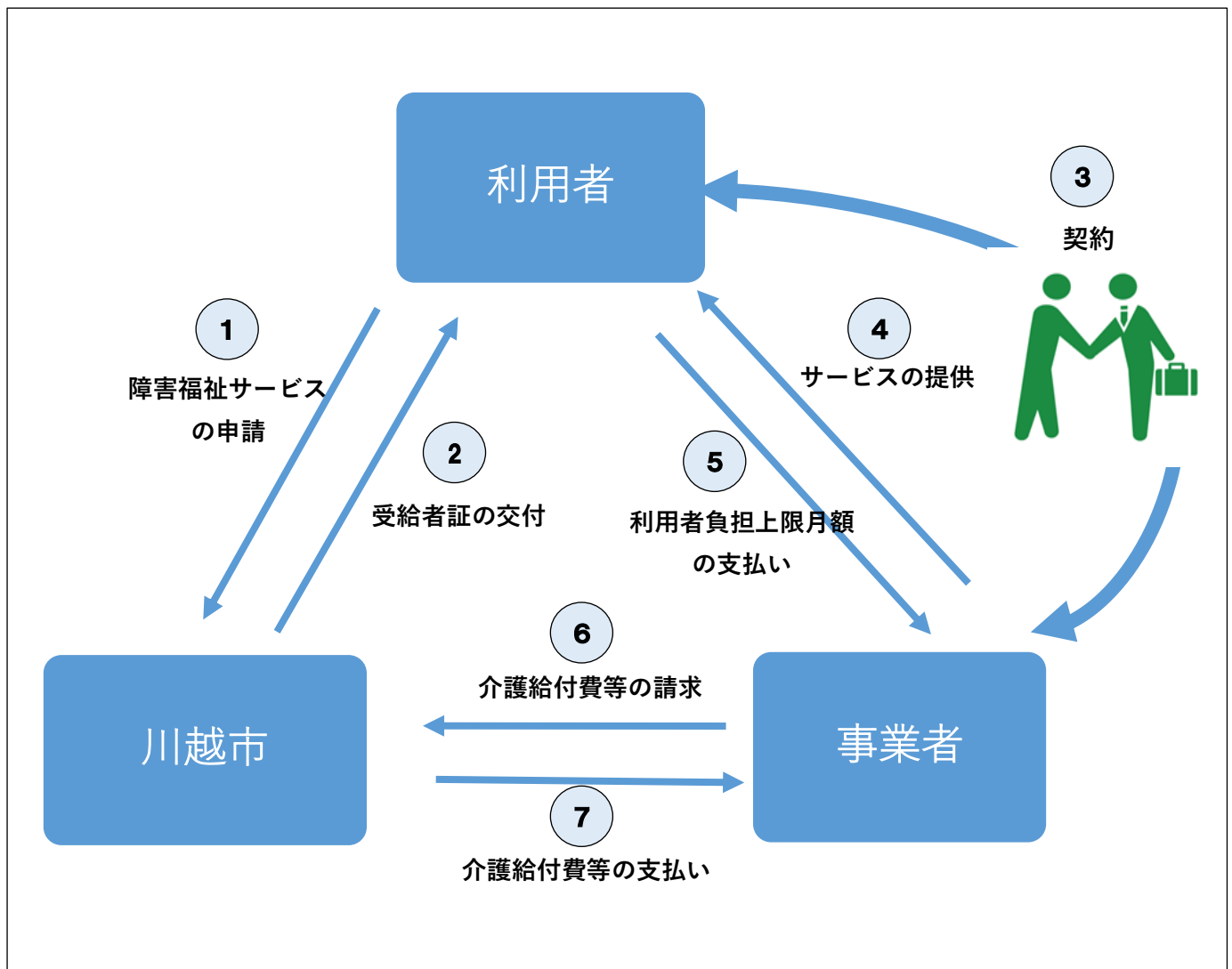


障害福祉サービスのしくみ

基本的なしくみ

サービスの利用を希望する方自身が、事業者や施設と契約を結んでサービスを利用し、そのサービスにかかった費用の一部を市が介護給付費又は訓練等給付費（以下「介護給付費等」といいます。）として直接事業者等に支払います（※）。

（※）介護給付費等は法律により、事業者等が市に請求し利用者に代わって受け取ること（代理受領）が認められています。介護給付費等の額は、事業者等から利用者に通知します。



市内障害福祉サービス
事業所一覧（市 HP）



障害福祉サービスの種類

障害者総合支援法に基づくサービスをご案内しています。「居宅介護」、「同行援護」、「行動援護」、「短期入所」は障害児も対象となるサービスです。サービスの種類によって、一定の障害支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。

なお、障害児通所支援、障害児相談支援等の児童福祉法に基づくサービスについては、療育支援課にお問い合わせください。

○訪問系サービス

種別欄 介護：介護給付、訓練：訓練等給付、地相：地域相談支援給付、計相：計画相談支援給付

名称	内容	種別	要件
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄、食事等の身体介護、掃除・洗濯等の家事援助、通院の際の介助等を行います。	介護	区分 1 以上
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害児・者に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。	介護	
行動援護	知的又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害児・者に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。	介護	区分 3 以上
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に、居宅における介護・外出時の移動中の介護等を行います。	介護	区分 4 以上

○日中活動系サービス

名称	内容	種別	要件
生活介護	日中、食事や入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。	介護	区分 3 以上 (50 歳以上の場合は区分 2 以上)
自立訓練 (機能訓練)	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を一定期間行います。	訓練	
自立訓練 (生活訓練)	食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練、日常生活上の相談支援等を一定期間行います。	訓練	
就労選択支援	働きたい障害者や仕事を続けたい障害者に対して、短期間の活動を通じて、仕事に関する適性や能力を評価し、適切な支援を提供するために必要な福祉サービスとの連携や調整を行う。	訓練	
就労移行支援	一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着支援等を一定期間行います。	訓練	
就労継続支援 A 型	雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。	訓練	
就労継続支援 B 型	就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に向けた支援を行います。	訓練	
就労定着支援	一般就労者に対して、生活面の課題把握、連絡調整等の支援を行います。	訓練	

○居住系サービス

名称	内容	種別	要件
共同生活援助 (グループホーム)	入居者に対して、相談・入浴・排せつ又は食事の介護その他日常生活の援助を行います。	訓練	入浴、排泄又は食事等の介護を伴う場合、区分要。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。	介護	生活介護を受けている者は区分4以上(50歳以上の場合は区分3以上)
自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時の対応により、単身者等の地域生活を支援します。	訓練	
宿泊型自立訓練	夜間の居住の場を提供し、生活能力等の維持・向上のための訓練を行うとともに、地域移行に向けた支援等を一定期間行います。	訓練	

○施設等の一時利用

名称	内容	種別	要件
短期入所	一時的に障害者支援施設等を利用することが必要な障害児・者につき、当該施設で入浴、排せつ及び食事の介護等必要な支援を行います。 (宿泊・日中利用)	介護	区分1以上

○その他

名称	内容	種別	要件
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。	介護	区分5以上

○地域相談支援

名称	内容	種別	要件
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者が、地域生活へ移行するための支援を行います。	地相	
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に、常時の連絡体制等を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。	地相	

○計画相談支援

名称	内容	種別	要件
サービス利用支援	障害者や障害児の保護者の障害福祉サービス等利用に関する意向等に基づき、サービス等利用計画を作成します。 関係者との連絡調整を行います。	計相	
継続サービス利用支援	障害福祉サービス費等の利用開始後及び更新時にサービス等利用計画の見直しを行います。関係者との連絡調整を行います。	計相	

利用者負担のしくみ

1. 負担の範囲

障害福祉サービスを利用した場合は、サービス利用料の原則 1 割を利用者が負担します。残りの費用は市が負担します。

なお、実費負担部分は原則利用者の負担となります。

利用する障害福祉サービス	サービス利用料	実費負担部分（事業所により異なります。）			
自宅で利用するサービス （居宅介護など）	サービス利用料	外出支援のサービスを利用する場合は、利用した交通機関の料金等の負担が発生する場合があります。			
通所して利用するサービス （短期入所、生活介護、就労選択・就労移行・就労継続支援など）	サービス利用料	食費	光熱水費等	日用品費等	
入所して利用するサービス （施設入所、グループホームなど）	サービス利用料	食費	光熱水費等	日用品費等	

2. 負担上限月額

世帯の負担能力に応じた利用者負担額（負担上限月額）を設定し、サービスの利用に係る負担が重くなり過ぎないようにしています。利用者負担上限月額には有効期間が定められており、少なくとも年 1 回見直しを行います。

< 世帯の範囲 >

種別	「世帯」の範囲
18 歳以上の障害者（施設に入所する 18、19 歳の者を除く。）	障害者及び配偶者
障害児（施設に入所する 18、19 歳の者を含む。）	保護者の属する世帯

< 障害児の負担上限月額 >

所得区分				負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の者			0 円
低所得	市民税非課税世帯の者			0 円
一般 1	市民税課税世帯	所得割 ※28 万円未満	居宅で生活している者	4,600 円
			施設入所者（18 歳、19 歳の者に限る。）、療養介護利用者（18 歳、19 歳の者に限る。）	9,300 円
一般 2		上記以外		37,200 円

※市町村民税の所得割額は、世帯（保護者の属する世帯全員）の合算額となります。

< 障害者の負担上限月額 >

所得区分				負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の者			0 円
低所得	市民税非課税世帯の者			0 円
一般 1	市民税課税世帯	所得割※16 万円未満の者 （施設入所者（20 歳以上の者）、グループホーム利用者を除く。）		9,300 円
一般 2		上記以外		37,200 円

※市町村民税の所得割額は、世帯（障害者及び配偶者）の合算額となります。

川越市内の指定特定相談支援事業者

	事業所名	所在地	T E L	F A X	主たる対象者	体制 ▽
1	(福)親愛会 しんあい相談支援センター	中台南 2-17-15	049-246-5321	049-293-4571	児者の特定無し	行動 / 医療
2	(福)ともいき会 障害者生活支援センターともいき	笠幡 1646-17	049-239-3688	049-239-3699	児者の特定無し	行動 精神
3	(福)皆の郷 障害者相談支援センターのびらか	霞ヶ関北 4-22-26	049-234-0708	049-234-0802	児者の特定無し	行動 精神
4	(NPO 法人)サポートあおい 川越市障害者相談支援センターくらあじゅ	仙波町 2-16-32	049-277-6038	049-225-4701	児者の特定無し	行動 精神
5	(福)にじの会 障害者相談支援センターきゃろっと	古谷本郷 1390-4	049-293-3301	049-293-3555	児者の特定無し	行動 精神
6	(福)けやきの郷 障害者相談・地域支援センターけやき	平塚新田 162 番地	049-239-3559	049-299-5009	児者の特定無し	医療
7	(福)ハッピーネット ゆめの園初雁 障がい者相談支援センター	松郷 705-1	049-298-7170	049-298-7180	児者の特定無し	行動 精神
8	(医)藤田会 相談支援事業所 サルビア	今福 265-2	049-291-3383	049-247-4651	児者の特定無し	
9	(社)C i e l GreenPeasFactory 相談支援	脇田本町 14-29 杉田ビル 2F	049-293-2528	049-293-2529	児者の特定無し	精神
10	(川越市) 川越市児童発達支援センター相談支援事業所	寿町 2-296-1	049-257-6900	049-245-2855	障害児	
11	(NPO 法人)ほっとサポート てんとうむし相談室	小仙波町 4-11-12	049-226-0660	049-226-0660	障害児 (知的障害)	行動
12	(福)新 相談支援事業所 セラヴィ	南大塚 2-18-3 ブルスター 2 202	080-2556-3250		児者の特定無し	
13	(株)アロハホールディングス L S 川越	南台 2-4-6 サンパレスマンション 101 号室	049-257-8718	049-257-8717	児者の特定無し	
14	一般社団法人 SCRAP&BUILD 相談支援事業所ヨハク	砂 815-13 1 階	080-9416-6140	050-3737-6893	児者の特定無し	
15	NS コーポレーション合同会社 相談支援事業所 まごころデザイン plus	砂新田 3-36-4	070-1225-0514	049-293-2763	児者の特定無し	
16	一般社団法人視覚障害者支援事業所北斗 相談支援事業所ピリカ	霞ヶ関北 3-1-22	080-8126-9544	049-290-8798	児者の特定無し	
17	特定非営利活動法人山正 相談支援センターLinks	元町 2-3-11	049-236-3613	049-236-3614	児者の特定無し	
18	特定非営利活動法人ぽぷり 相談支援事業所さぷり	砂 108-2	049-293-2817	049-293-2819	児者の特定無し	
19	ムーヴ・オン (同) 相談支援事業所ムーヴ・オン川越	脇田本町 10-17 伊勢原七番館 207	070-1418-8351	048-789-7141	児者の特定無し	
20	幸セラボ (株) 相談支援室あんどゆう	鯨井新田 23-1	049-298-5100	049-298-5935	児者の特定無し	
21	TryFor 合同会社 相談支援事業所レアレア	砂新田 4-1-23-302	090-6549-2673		児者の特定無し	

※ 行動（行動障害支援体制加算）/ 医療（要医療児者支援体制加算）/ 精神（精神障害者支援体制支援加算）

川越市障害者総合相談支援センター

住所	〒350-1123 川越市脇田本町8-1 U_PLACE 3階
連絡先	(生活相談) 障害のある方の生活に関する相談 TEL 049-293-9290 FAX 049-293-9291 E-mail shogaisha-sodan★city.kawagoe.lg.jp 送信時は★を@に変換してご利用ください。 (就労相談) 障害のある方の就労に関する相談 TEL 049-293-4319 FAX 049-293-4329
受付	月曜日から土曜日 AM9:30~PM6:15 祝休日、年末年始を除く

川越市福祉部障害者福祉課

福祉サービス担当（サービスの支給決定に関すること）

TEL 049-224-6317（直通）

FAX 049-225-3033（共通）

障害給付担当（公費負担額の請求、支払に関すること）

TEL 049-224-6312（直通）

FAX 049-225-3033（共通）